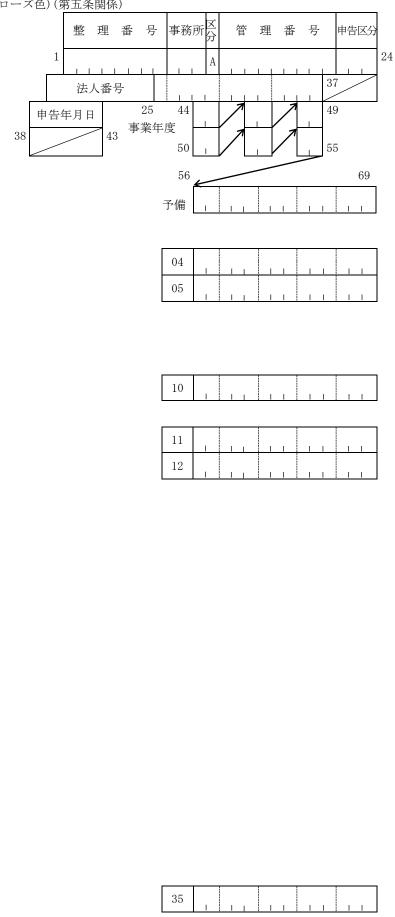
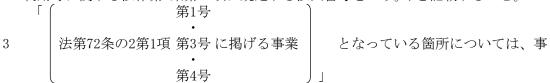
## 第六号様式別表五の二の二(入力用)(用紙日本産業規格A4・ローズ色)(第五条関係)

В



## 第6号様式別表5の2の2記載要領

- 1 この計算書は、法第72条の19の規定の適用を受ける法人又は事業税を課されない事業 とその他の事業とを併せて行う法人が、外国の事業に帰属する付加価値額又は非課税事 業に係る報酬給与額等の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出す ること。
- 2 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。



業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

- 4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る付加価値額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 5 外国の事務所又は事業所(政令第20条の2の20第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。)を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人(法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。)が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数⑪」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「期末の総従業者数⑫」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。)と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の数を合計した数を当該事業年度の別数で除して得た数とを合計した数を記載すること。
- 6 外国の事業に帰属する付加価値額の計算又は非課税事業に係る報酬給与額等の計算 に関する明細書を添付すること。